

消費・安全対策交付金実施要綱(抜粋)

制 定 平成17年 4 月 1 日 16消安第10270号

最終改正 令和 3 年 3 月 30 日 2 消安第6350号

第 7 成果の取りまとめ及び事後評価

1 事業実施主体による成果の取りまとめ

- (1) 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表 1 の 2 の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して三カ年経過した年度。以下同じ。）の 6 月末までに、目標ごとの事業の成果について、別紙様式第 2 号に従って成果報告書として取りまとめる。
- (2) 都道府県等以外が事業実施主体となっている場合にあっては、事業実施主体は (1) において取りまとめた成果報告書を速やかに当該事業実施主体が属する都道府県知事等に提出する。

2 都道府県知事等による成果の取りまとめ及び事後評価

- (1) 都道府県知事等は、1 の (2) により事業実施主体から提出された成果報告書及び自らの成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じこの事後評価を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び (1) の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別紙様式第 3 号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の 8 月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。
- (3) (1) 及び (2) による都道府県等における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 事後評価結果の反映

- (1) 地方農政局長等は、2 の (2) により提出された都道府県等の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の事後評価の結果について管内都道府県分を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の 11 月末までに消費・安全局長等に報告する。
- (3) 地方農政局長等は、(1) の事後評価の結果が低い都道府県等に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 国は、消費・安全局長等が別に定めるところにより、都道府県等ごとの事後評価結果を次年度以降の当該都道府県等への交付金の交付額に反映させるものとする。
- (5) 事後評価を行った都道府県知事等及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) (3) の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。